

岐阜県環境審議会運営規程

(趣旨)

第一条 この規程は、岐阜県環境審議会条例（平成六年岐阜県条例第十八号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、岐阜県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議案を委員に通知するものとする。

- 2 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開しない旨を議決した場合は、この限りでない。
- 3 審議会の事務を補佐する職員は、審議会に出席し、会長の求めに応じて、特定の事項について報告し、又は説明することができる。

(書面開催)

第三条 会長は、審議会の招集が困難な場合は、議事を記載した書面を各委員に送付のうえ、意見を聴き、及び賛否を問うことで、審議会の開催に代えることができる。

- 2 条例第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(関係者の出席)

第四条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席者を求めて、意見を聞くことができる。

(代理出席)

第五条 条例第二条第二項第三号に掲げる委員は、やむを得ない特別の理由があるときは、委任状を会長に提出することにより代理人を出席させることができる。

(部会の設置)

第六条 審議会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事務を分掌して調査審議させるものとする。

- 一 企画政策部会 環境基本計画、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

- 二 水質部会 公共用水域及び地下水の水質汚濁、土壤汚染並びに地盤沈下の防止に係る重要事項に関すること。
 - 三 大気騒音部会 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る重要事項に関すること。
 - 四 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物の処理、リサイクルに係る重要事項に関すること。
- 2 会長は、特別の案件を審議するため、必要と認めるときは、審議会に諮って、前項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

(部会長)

- 第七条** 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
 - 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(諮問の付託)

- 第八条** 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適當な部会に付託することができる。

(部会の会議)

- 第九条** 第二条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(検討委員会)

- 第十条** 部会には、必要に応じ、検討委員会を置くことができる。
- 2 検討委員会に属すべき委員は、部会長が指名する。
 - 3 検討委員会に委員長を置き、部会長の指名によってこれを定める。

(会議録等)

- 第十一条** 審議会、部会及び検討委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。
- 2 審議会及び部会の議事に係る会議録及び審議資料は、公開とする。ただし、会議録のうち、審議会又は部会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

(委任)

第十二条 この規程に定めるもののほか、審議の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成六年八月二十六日から施行する。

附 則

この規程は、平成十年十二月十五日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年三月二十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年二月二十三日から施行する。

附 則

この規程は、令和三年二月三日から施行する。